



平成30年～32年度分の 介護保険料を見直しました

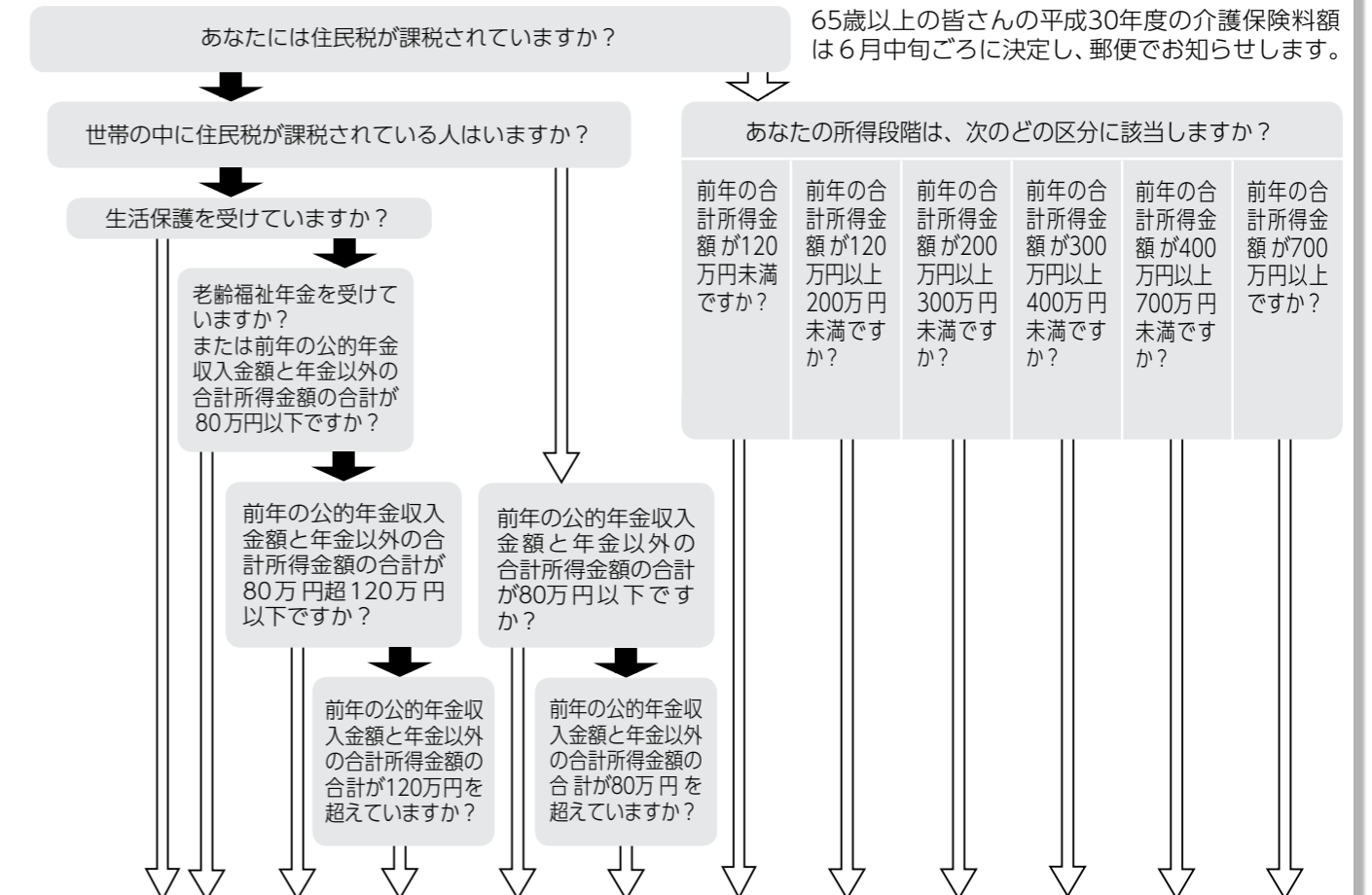
■問い合わせ 役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511

■介護保険料が変わります

高齢者数の増加に伴い、介護サービスを利用する人も増加すると見込んでいます。平成30年度から平成32年度の3年間分の介護サービスなどをまかなう費用を試算し、介護保険料を計算した結果、次のように見直しました。 ※介護保険料基準額 平成27～29年度 5,600円 → 平成30～32年度 6,750円

■あなたの介護保険料は？

はい ← いいえ →



段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階
保険料率	0.45	0.70	0.75	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.75	1.90
月額保険料	3,037円	4,725円	5,062円	6,075円	6,750円 (基準額)	8,100円	8,775円	10,125円	11,475円	11,812円	12,825円
年額保険料	36,440円	56,700円	60,740円	72,900円	81,000円	97,200円	105,300円	121,500円	137,700円	141,740円	153,900円

公的年金収入・・・前年の税法上課税対象となる公的年金など(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

合計所得金額・・・前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額。税法上の各種所得控除(配偶者控除や医療費控除など)や株式などの譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額です。ただし、土地・建物などの譲渡所得の特別控除は控除します。なお、合計所得がマイナスの場合は、0円として計算します。

●平成30年度分からの変更点

第1段階から第5段階の人は、「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」を用いて保険料を計算していましたが、1月1日時点で64歳と65歳以上の人では公的年金などから控除される額が異なるため、同じ年金収入の人でも保険料額に差があったため、平成30年度分からは「年金所得を控除した金額」で計算することになりました。

介護保険は、皆さんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れず納めましょう。



■予防接種のお知らせ

予防接種は、病気に対して抵抗力を持った強い体にするために行います。予防接種法という法律に基づき、町が実施する接種は「定期接種」といいます。法に基づかない接種は「任意接種」といいます。

定期接種は現在、B型肝炎、ヒブ、肺炎球菌、四種混合、BCG、不活化ポリオ、MR(麻しん・風しん)、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防の各ワクチンなどがあります。法律が改正され定期接種の種類が変更になることもあります。予防接種の効果や副反応について、十分理解し、接種することが大切です。

※子宮頸がんワクチンは、積極的勧奨を差し控えています。

■子どもの予防接種を受ける時の注意

- ・定期の予防接種は医療機関で実施しています。詳しくは通知などでお知らせします。
- ・体調が良い時に受けましょう。
- ・子どもが接種するときは保護者が同伴してください。同伴できない場合は委任状が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
- ・母子手帳(子どもが接種する場合)と住所が分かるものをお持ちください。
- ・年齢や接種間隔に間違いはありませんか？もう一度確認しましょう。

■食中毒に注意しましょう

遠足やハイキングなどイベントの多い季節になりました。気温が高くなると食中毒が起りやすくなります。食品の衛生的な取り扱いを心がけましょう。

●食中毒予防の三原則

- ・清潔に調理しましょう。
- ・すばやく調理しましょう。
- ・十分に加熱しましょう。

特にお弁当は作ってから食べるまでの時間がかかるため、食中毒発生の危険があります。普段の料理以上に気をつけましょう。

■平成30年度接種対象者

●日本脳炎予防接種

積極的勧奨の差し控えの影響で日本脳炎予防接種を受けられなかった人(平成7年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれの人)は、定期接種として予防接種を受けられます。積極的にお勧めする人は表のとおりです。

予診票は、子育て・健診センターで接種履歴を確認して、渡しています。接種間違いを防ぐために、必ず母子手帳を持参してください。

平成30年度の日本脳炎予防接種の積極的勧奨対象者(まだ接種していない人が対象です)

第2期	平成30年度に9歳に達する人および、平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ
上記以外の対象者:	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで 20歳未満 の人は、特例対象者です。日本脳炎接種を既定回数していない人は、定期接種として未接種分を接種できます。

●MR(麻しん・風しん)ワクチン第2期対象者

●二種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチン第2期対象者

MR(麻しん・風しん)ワクチン第2期	平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの人
二種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチン第2期	平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの人
●接種期間:平成31年3月末日まで対象者にはお知らせと予診票を郵送します。できるだけ早めに接種しましょう。	

●高齢者用肺炎球菌予防接種対象者

今までこのワクチンを接種したことがない、下の表の人が対象です。対象者には案内と申し込み書を個別に通知しますので、ご確認ください。

平成30年度の接種対象者

(今まで接種したことがない人が対象です)

65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ	70歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生まれ
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ	80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ
85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ	90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれ
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ	100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日生まれ

・60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能などに障害がある人(身体障害者手帳1級相当)も対象です。詳しくは、お問い合わせください。

※過去に「ニューモバックスNP(23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン)」を接種したことがある人は、費用助成の対象外となります。